

京都府紙加工品製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

京都府の区域内で紙加工品製造業に係るショッピング手提げ袋若しくは角底紙袋の張り、穴あけ若しくはひも付け、張り箱の張り及び結束又はトムソン組立箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の品目欄、規格欄、業務欄の区分に応じ、1袋につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格	業 務	金 額
ショッピング手提げ袋 又は角底紙袋	2切（縦90センチメートル、横60センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	7円40銭
		口ボール張り	3円50銭
		穴あけ	2円90銭
		ひも付け	3円50銭
	4切（縦60センチメートル、横45センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	6円10銭

(2) 張り箱の上箱及び下箱のくるみ張り（1枚の紙を張るものに限る。）及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦＋「箱」の横）×2欄の区分に応じ、1組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかの場合のみは、各金額欄に掲げる金額の60%の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

「箱」の 高さ	（「箱」の縦＋「箱」の横）×2							
	30センチメートル未満	30センチメートル以上 45センチメートル未満	45センチメートル以上 60センチメートル未満	60センチメートル以上 75センチメートル未満	75センチメートル以上 90センチメートル未満	90センチメートル以上 105センチメートル未満	105センチメートル以上 120センチメートル未満	120センチメートル以上
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
2.5センチメートル未満	11円10銭	10円80銭	11円80銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	23円
2.5センチメートル以上 3.5センチメートル未満	10円80銭	10円60銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	22円30銭
3.5センチメートル以上 5.0センチメートル未満	11円80銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	21円40銭	25円
5.0センチメートル以上 6.5センチメートル未満	13円40銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	22円30銭	26円20銭	32円
6.5センチメートル以上 8.0センチメートル未満	15円70銭	15円40銭	17円10銭	19円90銭	23円	28円80銭	33円90銭	44円20銭
8.0センチメートル以上	18円10銭	17円60銭	20円70銭	25円	30円40銭	38円30銭	47円90銭	63円80銭

- (3) トムソン組立箱の上箱及び下箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦＋「箱」の横）×2欄の区分に応じ、1組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかのみの場合は、各金額欄に掲げる金額の60%の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

「箱」の 高さ	（「箱」の縦＋「箱」の横）×2						
	40センチメートル未満	40センチメートル以上 60センチメートル未満	60センチメートル以上 80センチメートル未満	80センチメートル以上 100センチメートル未満	100センチメートル以上 120センチメートル未満	120センチメートル以上 140センチメートル未満	140センチメートル以上
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
2.5センチメートル未満	4円70銭	4円80銭	5円	5円50銭	5円80銭	6円30銭	7円10銭
2.5センチメートル以上 3.5センチメートル未満	4円80銭	4円90銭	5円10銭	5円80銭	6円	6円40銭	7円20銭
3.5センチメートル以上 5.0センチメートル未満	5円	5円	5円50銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円60銭
5.0センチメートル以上 6.5センチメートル未満	5円30銭	5円50銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円30銭	8円10銭
6.5センチメートル以上 8.0センチメートル未満	5円90銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円20銭	7円80銭	8円70銭
8.0センチメートル以上 10.0センチメートル未満	6円20銭	6円30銭	6円80銭	7円20銭	7円60銭	8円20銭	9円20銭
10.0センチメートル以上	6円60銭	6円80銭	7円40銭	8円	8円30銭	9円20銭	10円40銭

備考 上記(1)から(3)に掲げる金額には材料及び製品の運搬費は含まない。

4 効力発生の日 平成29年2月23日